

令和4年10月から短期組合員になられた皆さんへ!

# 共済組合のご案内



茨城県内の市町村や一部事務組合等で、協会けんぽに加入していた非常勤職員等の方は、令和4年10月1日から、茨城県市町村職員共済組合の短期組合員になります。

短期組合員となることにより、共済組合の短期給付（医療保険）および福祉事業が適用されます。

なお、年金制度については引き続き日本年金機構の厚生年金に加入します。

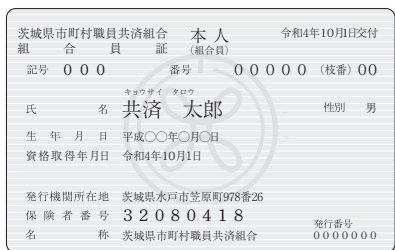
次の勤務形態の方が令和4年10月より短期組合員になります。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ● 週20時間以上勤務 | ● 賃金月額8.8万円以上 |
| ● 2ヵ月超勤務見込み | ● 学生ではない      |

## 共済組合に加入すると何が変わるの？

変更点  
1

保険証が組合員証に  
変わります



変更点  
2

健康保険料が変わります

共済組合の事業に必要な費用は、主に組合員個人が負担する掛金と事業主が負担する負担金によって賄っており、毎月の給料と期末手当等から控除されます。令和4年度の掛金率は下表のとおりです。

区分	短期給付	介護保険	福祉事業
掛金率	43.60%	8.82%	2.10%

※介護保険は40歳以上65歳未満の組合員が負担します。  
共済組合では、掛金率を千分率「‰（パーミル）」で表示します。

変更点  
3

共済組合独自の給付として  
災害にあった場合の給付や  
附加給付があります



変更点  
4

福祉事業が利用できます

### 1 保健事業

- ・保養施設利用助成
  - ・人間ドック利用助成
  - ・インフルエンザ予防接種助成
- その他にも様々な事業があります。

### 2 貯金事業

皆さんからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、市中金利よりも有利な利息を還元しています。

### 3 貸付事業

生活必需品の購入等に必要な資金の貸付を行っています。貸付利率：1.26%（災害貸付等の一部の貸付を除く）

※貸付事業のご利用には、一定の条件があります。

共済組合の事業は、組合員証と一緒に配付したリーフレットやホームページをご覧ください。  
<https://www.iba-kyo.com/>



●ホームページ内のコンテンツを見るためのパスワード等（半角英数字）

コンテンツ	ユーザー名/ログインID	パスワード
健康サポートコーナー 健康電話相談・心の相談ネットワーク	kyosai1411	iba-kyo
ライフプランステーション	ibakyo	

